

# これまでの議論における論点のまとめ

- ・提出委員の名前を記載(敬称略)
- ・斜体文字…第9回、第10回の懇談会で新たに出された意見(今回追加)

## < I 水俣病の発生拡大と責任 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む)  *各論点について重要性を記入	重要性 (◎、○)	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む)  *各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期) 重要性(◎、○)		
				早急 な対応	中期的 対応	長期的 目標
水俣病の発生初期における 行政等の対応の問題	<p>・初期において動物に異常が生じたことを見逃してしまったことを教訓化すべき</p> <p>・「魚が危ない」と生活現場で直感的に理解されていたのに、なぜ科学的、行政的、社会的理解に至らなかったのか。</p> <p>・住民が魚を食べ続け水俣病被害が広がったのは、昭和32年段階で行政が積極的に関与していなかったからではないか。</p> <p>・食品衛生法による規制のような強制的な権限の行使には必ず反動(この場合漁業補償)があり、この反動を背負える組織や行政官のあり方が考えられなければならない。</p>	<p>◎ (柳田) (吉井) ○ (丸山)</p> <p>◎ (柳田) ○ (丸山) (吉井)</p> <p>◎ (柳田) (丸山) ○ (吉井)</p> <p>◎ (柳田) (吉井) ○ (丸山)</p>	<p>・地域社会が「チツソ運命共同体」となっていたことが、水俣病の発生・拡大に大きく関わってきた。地域の存立基盤を多元化する取組が必要である。(丸山)</p> <p>・原因の科学的調査を早期に徹底的にできる仕組みを考えるべき</p> <p>・(1)①動植物であれ人体であれ、何らかの「異常」の発生があった場合、しかるべき行政機関が速やかに「事実」を確認し、基本データとして記録し公表するとともに、あらかじめ各種専門家によって設置しておく「異常事象評価委員会(仮称)」を緊急招集して、問題の「異常」の構造、原因影響についてとりあえずの判断をする。②本格的な調査は、問題の性質に対応して、別の調査委員会が取り組む。③担当行政官は、住民が生活現場で直感的に「異常」と感じたことに虚心を持つように、例えば20世紀初頭フランスのクーリエ炭坑炭じん爆発によるCO中毒患者の実態を調査したステアリン医師の姿勢と論文を学ぶなど、特別の訓練を受けるようにすること。(柳田)</p> <p>・自然現象の異変を察知し、早急に分析することが大切。環境庁発足以前であったが、現在では、環境省が的確に対処されると思う。(吉井)</p> <p>・魚介類の水銀汚染状況を魚種ごとに公開されているが、自然現象の異常も公開されることが必要。(吉井)</p> <p>・(2)行政の不作為をなくすため、環境基本法の中で行政官の初動の重要性と責任を明記する。(柳田)</p> <p>・(3)担当行政官は、上記(1)の③と(2)の任務を果たす重要性を優先的に配慮され、個人的に事後に賠償責任を負わされないことが法規に明記されるべき。(柳田)</p> <p>・公害に関係した問題に対応する、政府全体を調整する能力を持つ恒久的な組織が必要。</p>	<p>◎ (丸山) (吉井)</p> <p>◎ (柳田)</p> <p>◎ (丸山) (吉井)</p> <p>◎ (丸山) (吉井)</p> <p>◎ (柳田)</p> <p>○ (丸山)</p> <p>◎ (柳田)</p> <p>○ (丸山)</p> <p>◎ (柳田)</p>	<p>◎ (丸山)</p> <p>◎ (吉井)</p> <p>◎ (吉井)</p> <p>○ (丸山)</p> <p>◎ (柳田)</p> <p>○ (丸山)</p> <p>◎ (柳田)</p>	<p>◎ (丸山)</p> <p>◎ (吉井)</p> <p>◎ (丸山)</p> <p>○ (丸山)</p> <p>◎ (丸山)</p> <p>○ (丸山)</p> <p>◎ (丸山)</p>

# < I 水俣病の発生拡大と責任 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む)  * 各論点について重要性を記入	重要性 (◎、○)	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む)  * 各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期) 重要性(◎、○)		
				早急 な対応	中期的 対応	長期的 目標
昭和34年末の水俣病問題の 終息化(蓋閉め)の問題	<p>・水俣病のような公害問題において原因とは何か、どこまでわかったら原因として対策を講ずるべきか。</p> <p>・どのような行政的組織ないし行政権限行使の枠組みを作れば人的災害に適切に対応できるのか。日本は危機管理的な規制権限を行使することが苦手なのは。行使するには政治的な決断が必要な場合もある。</p> <p>・科学的な原因説明の不確実性が対応を遅らせチツソを擁護する口実となったが、直接関わった科学者の責任とともに、それを利用した当時の化学工業界全体や産業行政(政策)の問題が問われるべき。</p> <p>・チツソの生産継続のため、排水を止めるなどの要望を行った34年当時の地域社会の問題も問い直すべき</p>	<p>◎ (柳田) (吉井) ○ (丸山)</p> <p>◎ (柳田) (吉井) ○ (丸山)</p> <p>◎ (柳田) (吉井) ○ (丸山)</p> <p>◎ (吉井) ○ (丸山)</p>	<p>・科学的に厳密な原因説明は、それはそれで重要だが、被害者の視点に立つなら、かなりの確率で原因と見られるものが絞られた段階で、行政的に「推定原因」とする。万が一にでも「推定原因」に誤りがあり、その影響による損害が生じた場合には、担当者の責任を問わず、被害補償を行うことを法令に明記する。(社会的な安全のためのコストという考え方をする。)(柳田)</p> <p>・人命優先を基本とした予防原則の確立(吉井)</p> <p>・各方面に甚大な影響を及ぼすことにある権限行使を政治的決断にかからせるため、強力な調査権及び勧告権を持つ独立の機関を設けることなど。</p> <p>・国家の危機管理組織と同じような位置づけと権限を持った「生活安全保障庁」と呼ぶべき組織を内閣(首相)直属の機関として設置するのが理想像。別に提案している「被害支援局」はこの「生活安全保障庁」に属するものにすればベスト。1ページの部分で提案した事項もこれができるはずすべて包括することができる。(柳田)</p> <p>・21世紀の政治・行政は生活安全保障(生命の安全保障を含む)が産業振興・経済成長の名の下に犠牲にされることなく、最重要課題の一つであることを行政法の中で明記すること。(柳田)</p> <p>・科学者の責任については、本懇談会の名において、提言書とは別に声明文として発表すること。(柳田)</p> <p>・予想しなかった地域の存続に係る事態であり、一時的な錯誤はやむを得ないことであったが、早急に正常化の努力をすべきであった。それがなかったように思う。国や県が排水の危険性を指摘しなかったことが誤った行動に走らせた。地方救済策など国の政策を押し、地方住民に安心感を持たせる、地方自治の在り方、人権教育の徹底。(吉井)</p>	◎ (吉井)	◎ (吉井) ○ (丸山)  ◎ (柳田)   ◎ (柳田)	◎ (吉井)

# < I 水俣病の発生拡大と責任 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む)  * 各論点について重要性を記入	重要性 (◎、○)	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む)  * 各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期) 重要性(◎、○)		
				早急な対応	中期的対応	長期的目標
昭和35年以降の行政の不作为等(43年までの空白の8年間の問題)	<p>・漁場補償調停や見舞金契約締結など政治決着による問題の沈静化は問題の解決にはならず、残された課題の明確化と継承がなされなかったことが行政等の不作為を助長した。</p> <p>・昭和30年代の過程では、行政は問題が起これば訴えが起これば対応し、それが沈静化すれば放置するという対応に終始したが、必要がある場合には常に的確に対応するような「能動的行政」の実現が重要では。</p> <p>・昭和35年以降、マスコミ自体ももうこれで終わったという認識があって、あまり新聞でも放送でも取り上げないという状況が出てきた。(丸山)</p> <p>・新潟水俣病の発生によって、再び水俣病が社会問題化したのが、それがなければリスクが継続していても対応がなされないう構造が問題</p>	<p>◎ (柳田) (吉井)</p> <p>◎ (柳田) (吉井)</p> <p>◎ (柳田) (吉井)</p>	<p>・1、2ページの行政対応の問題と一体をなすものである。それらに対する解決策として①前記のように行政の不作為をなくすために環境基本法で行政官の初動だけでなくあらゆる局面で対応の重要性と責任を明記する。②何らかの解決策を打ち出すとき、残された課題となぜ残されたかの理由を明示することをルール化すること。(柳田)</p> <p>・「早急な鎮静化」を目的とした政治主導が突出して、行政の本来の任務である原因究明を始め、事件の全体像の解明、事態の把握などは放棄された。政治的決着はそれとして、事件の本質にせまる行政の能動性が求められる。(吉井)</p> <p>・行政は何か社会問題化したら、一応受動的にその場しのぎで対処している。それをどうするかが大きな課題(丸山)</p> <p>・行政は、政治的な動きとは別に、地道に科学的な調査や原因究明をやっていく必要がある。さらに、将来のために押さえておかないといけないことを押さえていくのが行政の本質だと思う。(吉井)</p> <p>・問題が起こり、長期にわたる場合に、常にそれを追跡するものがあるべきでは。(有馬)</p>	<p>◎ (柳田)</p> <p>◎ (吉井)</p> <p>◎ (吉井)</p>	<p>◎ (柳田)</p> <p>◎ (吉井)</p> <p>◎ (吉井)</p>	

# < I 水俣病の発生拡大と責任 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む)  * 各論点について重要性を記入	重要性 (◎、○)	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む)  * 各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期) 重要性(◎、○)		
				早急 な対応	中期的 対応	長期的 目標
公害等の問題に当たった行政や科学者等の対応のあり方	<p>・新たに問題が起こったときに重要なのは、専門分化した枠組みの中だけで問題を処理しようとする乾いた3人称の視点ではなく、自らが被害者であったならばどうであるかを考えつつ、今あるセクションの中でも何とか対応できる方途はないかを追求するような2.5人称の視点を持つことではないか。</p> <p>・どのような組織的な保障(保証)を持ってすれば、問題に当たって対応する行政官に意識を変え、2.5人称の視点に立った対応を引き出すことができるか。</p> <p>・科学的な不確実性に対して、未然の予防を言うためには、今言われている技術者倫理や説明責任、情報公開を超えたもう一概念必要ではないか。</p>	<p>◎ (柳田) (吉井)</p> <p>◎ (柳田) (吉井) ○ (丸山)</p> <p>◎ (吉井) ○ (柳田) (丸山)</p>	<p>・行政等の組織の中に被害者の立場に立つなど2.5人称の視点を常に保持し対応する専門機関のようなものをつくるのが、行政全体の問題意識を変えていく組織的な保障ともなるのでは。</p> <p>・具体的には、「被害者支援局」を内閣(首相)直属の機関として作るとともに、さらに大きな枠組みとして「生活安全保障庁」の設置を提案したい。(柳田)</p> <p>・行政と市民活動がお互い、いい形を探していくシステム(協働)を作る必要がある。(柳田)</p> <p>・科学的知見に基づく判断と社会的にどう取り組むかの判断とを区別して、それぞれの役割分担を考えていくことが重要かつ有効では。</p> <p>・無害の確証がない限り、化学物質等の環境への排出は許されないという安全性の考え方を政治・行政・産業界に浸透させていく必要がある。(丸山)</p> <p>・専門家(技術者、行政官、法律家など)はたとえ倫理という用語を使っても、科学性、一般性、論理性、整合性などを至上の価値として、管理的視点から抜け出せないでいた。これからは、不確実な要素や個人的な要素の強い実社会の中で、生きている人の「いのち」や「生活」を守るという視点を重視するには、自らが被害者の家族になったらどうなるのかという視点をベースにした「被害者倫理(2.5人称の視点と同じ)」というべき視点と評価基準を社会が共有すべきだと提言したい。(柳田)</p>	<p>◎ (吉井)</p> <p>◎ (吉井) ○ (丸山)</p> <p>◎ (吉井)</p> <p>◎ (吉井) ○ (丸山) ○ (柳田)</p>		

# < I 水俣病の発生拡大と責任 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む)  * 各論点について重要性を記入	重要性 (◎、○)	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む)  * 各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期) 重要性(◎、○)		
				早急な対応	中期的対応	長期的目標
責任と謝罪のあり方	<p>・個人の責任追及など犯人捜しではなく、システムのどこに問題がありその中でどういう判断が行われたかという視点が重要</p>	◎ (吉井) ○ (柳田)	<p>・日本人の精神的風土として「責任追及主義」が揺るぎなく浸透していて、容易には変えられそうにない現実があるのを長年事故調査を安全対策の視点からやってきて痛感しているが、責任追及は被害者の立場に立てば避けられないにしても、これからはそれだけでなく公害問題の再発防止のためには公害の発生と被害発生・拡大の要因分析を(航空事故、鉄道事故、の調査の方法と同じようにして)行い、様々な要因に対し、何をなすべきかを明示し勧告する調査機関を設置することを提案したい。(柳田)</p> <p>・行政の責任の取り方は、「行政マンが人間として判断できる組織風土、行政文化を育てること」では</p>	○ (吉井)	○ (柳田)	○ (丸山) ○ (吉井)
	<p>・高度成長の恩恵を受けた日本社会全体が、それを支えたチツソの生産を継続させた面があり、このような場合の責任の取り方はどうすべきか。</p>	○ (柳田) (吉井)	<p>・我々日本人の経済的繁栄は水俣病患者、家族の犠牲の上に成り立ったのだという視点に立って、日本人がそれぞれの所得の何%かを水俣病患者家族にお返しするという意識の表明とその具体的実践が必要。責任の取り方は水俣病患者家族への思い切った支援(通常の生活援助や医療費支援を遙かに上回ってしかるべき)と、地域の再生への公的資金の投入などで表すべき。(柳田)</p> <p>・国民全体の利益の追求の過程で、一部国民に大きな被害をもたらしたという認識を国民に持たせる手段が必要。国民の謝罪は国民を代表する国の謝罪であるが、その中で国民の意思を表現すべき。(吉井)</p>	◎ (柳田)		
	<p>・最高裁判決を踏まえ、反省と謝罪を前提とした水俣病対策はどのようなものかを考えていきたい。</p>	◎ (丸山) (吉井) ○ (柳田)	<p>・謝罪と再発防止の決意、具体的取組の表明が、被害者の苦痛や無念の思いを和らげる。</p>	◎ (吉井) ○ (丸山)		

## < II 被害救済と地域再生 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む)  * 各論点について重要性を記入	重要性 (◎、○)	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む)  * 各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期)重要性(◎、○)		
				早急な対応	中期的対応	長期的目標
被害の実態把握などの適切な初期対応	<p>・30年代の必要かつ有効な時期に広範な被害住民に対するメチル水銀曝露などの調査を行わなかったことが、その後の水俣病のとらえ方や被害救済をめぐる混乱の原因では</p> <p>・初期の段階で、水俣病の実態を明らかにする責を担った医学者達が、原因物質の特定に全力を注いで、被害の実態の解明にほとんど及ばなかったのではないか。(丸山)</p> <p>・新潟水俣病では、初期対応としての疫学調査を踏まえ、二度にわたる住民の一斉検診が行われたが、このようなことをなし得た行政側や受け入れた被害者・地域社会の条件等について、熊本・鹿児島の水俣病との違いを明らかにすることが教訓としても重要では。</p> <p>・果たしてなんのために行政は存在するのかというところの倫理なり価値観のところは、50年前にもできていなかったし、今もできていないのでは。(嘉田)</p>	<p>◎ (丸山) (柳田) (吉井) (加藤)</p> <p>◎ (柳田) (吉井)</p> <p>○ (屋山)</p>	<p>・初期対応体制の確立(吉井)</p> <p>・被害救済は、事実の確定から始まる。異常事象や特定な身体症状の地域的発生に対して、まず、実態の把握が必要だった。水俣では、行政による責任ある調査(実態の把握)が行われなかった。何が起こったのか。どれだけ、どんな影響がでたか。全容がつかめていない。残された時間は少ないが、国及び自治体による実態把握のための調査とこれまで埋もれていた調査資料の開陳を。(金平)</p> <p>・行政は、自分たちが判断した根拠を常に明確にし、それを説明していく。そして時には誤りを認めてまた新たな判断に基づいた新たな施策に移っていくことが必要では。(金平)</p> <p>・公害問題に対策には、今困っている人をどう助けるかというアプローチが重要。前任者否定になるかもしれないが、それが社会には必要。(屋山)</p> <p>・行政はどのような場面なら柔軟な対応の試行錯誤が許され、どういう状況では試行錯誤が許されないのかを一般化するべきでは。(鳥井)</p> <p>・新潟では、水俣での水俣病の初動体制のあり方を教訓として初期の段階で活かしたことは高く評価されるべき。(吉井)</p> <p>・実態把握の初期対応や水俣病の捉え方の失敗などについては、今回、事務局提示の資料の中である程度整理されているが、当懇談会としては、5月までにまとめる提言とは別に、懇談会を半年ぐらい継続してこの問題に関して積極的に関係者のヒアリングを行い、懇談会としての見解をまとめてはどうか。(柳田)</p>	◎ (吉井)		◎ (柳田)

## < II 被害救済と地域再生 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む)  * 各論点について重要性を記入	重要性 (◎、○)	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む)  * 各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期)重要性(◎、○)		
				早急な対応	中期的対応	長期的目標
水俣病のとらえ方	<p>・救済の対象となる症状や病像について、ハンターラッセル症候群を典型例ととらえその症状が揃っていないものを不全型とするなど限定的にとらえたことが、その後の被害救済における水俣病のとらえ方を一貫して制約してきた。そのような病像にとらわれず少しでも疑わしきグレーゾーンは広く救済するという方向で大きく網をかければ被害救済の経緯や展開は違ったものになったのでは。</p> <p>・行政や専門家は科学的厳密性、医学的厳密性をたてに被害者を排除しているのでは。行政は、きちんと根拠がない者に対してはお金が使えない、税金は使えないということが先に立って、被害者の立場に立つという視点が欠けているのでは。(柳田)</p> <p>・水俣病を判断するとき、被害者の生活全体をどれだけ把握したのか。水俣病という「病」にこだわり、その病気を抱える「人」をきちんととらえてこなかったのではないか。</p>	◎ (丸山) (柳田) (吉井) (加藤)	<p>・症状、病像などの解明の努力が継続している中で固定化し、不変のものとしてしまうことは恐ろしい。常に幅広く、医学、科学、社会学などの新しい知見を集めて検討を加える姿勢が望ましい。(吉井)</p> <p>・患者の判断基準が厳しすぎたことが不満感、不公平感を生んだ。なんらかの通常でない症状が出た人は全部対象とする英断が必要。(屋山)</p> <p>・この懇談会が招集されるきっかけになる一昨年最高裁判決も踏まえ、日進月歩の水俣病医学の研究の中で新たな医学的な知見が確認されている。少なくとも、昭和52年の判断条件と昭和56年の小児性水俣病判断条件から20年以上の経過がある。この点からの考察を患者救済につなげていく論点(加藤)</p> <p>・被害把握と救済補償の在り方について、多くの患者を診察した経験を有する医者や医学者のみに限定しない専門家による検討会を設けることの実現化についての提言。(加藤)</p> <p>・被害救済を求める3300人の認定申請者が存在し、新たな損害賠償訴訟が提起されているこの公式確認50年の現実は無視できない。(加藤)</p> <p>・1頁と同じ(柳田)</p>	◎ (吉井)	◎ (吉井)	◎ (吉井)
		◎ (柳田) (吉井) (加藤) ○ (丸山)			◎ (柳田)	

## < II 被害救済と地域再生 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む)  * 各論点について重要性を記入	重要性 (◎、○)	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む)  * 各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期) 重要性(◎、○)		
				早急な対応	中期的対応	長期的目標
救済の重(複)層構造の問題	<p>・当初救済の対象を限定的とし、判決や政治決着などにより救済策を積み重ねたことが、この複雑な救済制度の成り立ちでは。</p> <p>・複層的な救済制度の体系により、被害者のカテゴリーがいくつにも区分されてしまったことが、被害者間や地域社会での軋轢や差別という社会的な被害を生み出してきたのでは。</p>	<p>◎ (丸山) (柳田) (吉井) (加藤)</p> <p>◎ (柳田) (吉井) (加藤)</p> <p>○ (丸山)</p>	<p>・公健法による救済制度一本で対応すべきであった。誤りや矛盾、不備が生じたら制度を修正する勇気が必要。不合理や矛盾を強硬に指摘する圧力を緩和するために姑息的対応を付け加え、複雑な救済制度としてしまった。一本の救済制度の中で症状に応じて多段階の救済を設けることで、すっきりして理解も得られやすかった。(吉井)</p> <p>・現在の救済・補償制度の混乱・不備を打開するためには、新たな補償の枠組みを構築する必要がある。その際、医学的判断と補償救済に関しては、それぞれ別途に吟味する場を設定し、水俣病医学をいわゆる「認定医学」のしがらみから解放することが肝要である。(丸山)</p> <p>・政治救済は当面の問題を先送りし、問題解決に至っていない。何が解決され、何を積み残したか。特に積み残したものの内容と責任を明確にしなかった。これは、行政だけでなく、メディアも同じ。今でいう説明責任がとられなかったことが、全ての問題究明を遅らせる結果となった。結果として「政治解決」がもたらした社会的二次障害の明確化。(金平)</p> <p>・被害者救済の在り方と何らかの提言をする時の根拠については、問題が極めて複雑なので、今回まとめる提言では、基本的な枠組みと方向性を明示するにしても、より具体的な細部については、懇談会を継続して1頁の提言と並行して取り組むか、別の専門委員会を設けてはどうか。(柳田)</p>	◎ (吉井)	◎ (丸山)	◎ (柳田)



## < II 被害救済と地域再生 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む)  * 各論点について重要性を記入	重要性 (◎、○)	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む)  * 各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期)重要性(◎、○)		
				早急な対応	中期的対応	長期的目標
被害の捉え方(地域における差別・偏見等を含む)とそれに応じた救済の考え方	<p>・被害と救済のとらえ方が、社会的に共通認識になっていないのではないか。そのため、地域の中に救済を受けている人とそうでない人がいて、それぞれが納得できるようになっていないことから、不公平感や軋轢が生み出されているのでは。</p> <p>・制度的な救済と文化的な救済の相互の代替・補完が重要では。</p> <p>・水俣で偏見が醸成された原因として、補償を誰が払うか(地元の大事な企業に払わせるのかとの意識)という問題が根底にあったのではないか。(屋山)</p>	<p>◎ (柳田) (吉井) (加藤) ○ (丸山)</p> <p>◎ (柳田) (吉井) (加藤)</p>	<p>・水俣病は被害者に対する偏見差別、中傷など地域社会を巻き込んだ社会病であり、救済には金銭的補償だけでなく、精神的安定をもたらすような「もやい直し」が重要</p> <p>・制度的な救済と文化的な救済。ないものねだりではなく、あるものを探すことができれば、患者自身の生きる場所と地域社会を作ることができ、精神的な誇りを取り戻すことができ、文化的救済になるのではないか。(嘉田)</p> <p>・認定を受けようとする人も認定を渋った人も共に被害者。認定は、病気に対する不安と同時に発症者に対する差別を受ける不安があった。「認定イコール金銭補償」の考えに引きずられてきた。認定者を対象視した地域づくりではなく、共に生きる社会づくり(もやい直し)の意義と必要性は、すでに水俣市民は学習済みと思われる。市民と行政・市民同士の二人三脚で、共に被害者の立場に立った地域おこし、もやい社会づくりを。(金平)</p> <p>・メチル水銀汚染の全容(生態系・身体・生活・地域など)解明に取り組むべきである。(丸山)</p> <p>・行政の中に被害者と向き合う人がいればよいのでは。</p> <p>・3頁と同じ(柳田)</p> <p>・民間のNPOや学問的な取組に対して、行政がバックアップすることが必要ではないか。(柳田)</p>	<p>◎ (吉井) (加藤)</p> <p>◎ (丸山)</p> <p>◎ (丸山)</p> <p>○ (吉井)</p> <p>◎ (加藤)</p> <p>◎ 柳田</p>	<p>◎ (吉井) (吉井) (吉井)</p>	

## < II 被害救済と地域再生 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む)  * 各論点について重要性を記入	重要性 (◎、○)	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む)  * 各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期)重要性(◎、○)		
				早急な対応	中期的対応	長期的目標
被害救済と地域対策(高齢化対応や地域福祉等を含む)	<p>・被害者がそのライフステージごとにどのような困難に直面し、それらに対しどのような支援ができるかを考えていくことが重要</p> <p>・個別補償に直結した水俣病の認定問題にとらわれすぎたため、必要な福祉システムがつけられなかったのでは。</p> <p>・どうすれば被害地域からの情報を国民全体で共有できるのか。</p>	<p>◎ (丸山) (柳田) (加藤) ○ (吉井)</p> <p>◎ (丸山) (柳田) (加藤) ○ (吉井)</p> <p>◎ (柳田) (加藤) ○ (吉井)</p>	<p>・声を出せないでいる被害者などにも配慮し、医療はもとより、生活、仕事、高齢者介護も含め、地域社会への支援が重要では。</p> <p>・様々な健康等の被害に応じて必要な社会サービスを地域の中で受けられるような新たな福祉システムをつくる必要がある。</p> <p>・被害者が高齢化していく中で地域福祉に視野を置いた対応を考えていくべき</p> <p>・医療、福祉、生活の全体を総合的に捉えた上で個別のサービスに取り組む総合的システムを創設する。(柳田)</p> <p>・聞き書き集、水俣写真アーカイブス等の作成</p> <p>・50年を機に東京に公的支援で「環境保護資料センター」を設立し、その重要なパートとして水俣展示室を置くことを提案したい。もちろん現地にも別途水俣展示館を置く意味は大きい。(公的支援はしても、内容・中身は民間の専門家や患者家族などによる運営委員会にまかせる。)(柳田)</p> <p>・環境を破壊する事故等の経験を学生に教える大学のプログラムを支援する競争的資金を導入し、そういう拠点作りをしてはどうか。(鳥井)</p>	<p>◎ (吉井) (丸山) (柳田) (加藤)</p> <p>◎ (吉井) (柳田) (加藤) ○ (丸山)</p> <p>◎ (柳田) (加藤) ○ (吉井) (丸山)</p> <p>◎ (柳田) (加藤) ○ (吉井)</p>		

## < II 被害救済と地域再生 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む)  * 各論点について重要性を記入	重要性 (◎、○)	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む)  * 各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期) 重要性(◎、○)		
				早急 な対応	中期的 対応	長期的 目標
胎児性水俣病に対する支援	<p>・被害者の支援が水俣病支援団体が主体になっており、福祉に関心がある市民が入りづらくなっている。</p> <p>・行政を含め支援者同志の連携・交流が欠けているのでは。福祉の分野での「もやい直し」が大切ではないか。</p> <p>・胎児性の問題は氷山の一角であり、そこには彼らと同世代に生まれた人たちの水俣病の被害が潜在していた。つまり、胎児性の患者さんの人類への警告は同時に同世代への被害の警告でもあった。この警告を早期に受け止め、調査や対策がなされていたら、今の新たな水俣病の被害に対する数千に及び訴えは早期に解決できたのではないだろうか。(加藤)</p>	<p>◎ (柳田) (吉井) (加藤)</p> <p>◎ (柳田) (吉井) (加藤)</p> <p>○ (丸山)</p>	<p>・現状では胎児性患者の両親等の高齢化が問題で、同居家族に頼らないような支援の体制やシステムをつくっていくことが必要</p> <p>・(50年の水俣病の歴史の象徴ともいえる)胎児性水俣病患者の実態を明らかにすること、その生きてきた貴重な記録を将来に残すことが必要</p> <p>・被害の深刻な胎児性水俣病患者の方々を水俣市民の中核に据える地域再生。胎児性水俣病患者の方々を水俣の歴史的、文化的証人に据えたまちづくりを提唱したい。人間が犯した負の遺産をいかに社会が守り、いかに再生したか。それを社会の教訓として発信できれば。(金平)</p> <p>・胎児性患者の詳細な実態を明らかにし早期の胎児性水俣病患者等の抱える問題へ対処すること。そのことは、全ての障がい者を持つ人(あるいは、社会的なサービスを必要とする人)を地域で支える方策を探るためのものであり、水俣病の経験を生かした社会福祉の先進モデルとなるべき地域づくりに貢献することでもある。これまで水俣病被害地域に対する地域振興はある程度進められてきたが、胎児性水俣病患者等への国や関連地域自治体の福祉対策は乏しかった。それは水俣病の甚大な被害を受けた地域に当然あった水俣病患者等の福祉ニーズに積極的に対応してこなかったことでもある。そのことは、50年経った今、胎児性水俣病患者等を取り巻く状況の厳しさが如実に物語っている。そこで、国においては、水俣病胎児性患者等の実態に即したこの地域にあらゆる人々をも対象とした、特別な福祉支援対策を今後充実していくことが急務である。(加藤)</p>	◎ (丸山) (柳田) (吉井) (加藤)	◎ (丸山) (柳田) (吉井) (加藤)	

## < II 被害救済と地域再生 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む)  * 各論点について重要性を記入	重要性 (◎、○)	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む)  * 各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期) 重要性(◎、○)		
				早急 な対応	中期的 対応	長期的 目標
その他の論点 (追加があれば)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに名乗り出た3500人について満足させること。 ①医療手帳の交付、②補償金(見舞金を含む)の支払い。これですでに解決した患者が不満なら、その人達が「割を食う」ことのないよう、補償金を上積みする。(公平感とどうやって持たせるかの工夫)(屋山)</li> <li>・第三者機関に委託したハンセン病の検証会議に類似した検証の場の提案。国立水俣病総合研究センターが事務局となり開催された社会科学研究において、昭和44年までは詳細研究報告があるが、これ以降がなされていない。そこで、50年を節目に是非このハンセン病に学んだ検証の場を提言したい。(加藤)</li> <li>・社会的偏見や差別意識の根源とそれを超えた地域社会づくりの道を探る研究会を公的支援により設けることを提案したい。(公的支援はしても内容については民間団体にまかせる。)(柳田)</li> <li>・最高裁判決後の申請者、訴訟提起者の状況、その内容等について改めて報告してほしい。これらについての国の対応方針について説明されたい。最高裁判決を他動的に与えられたチャンスとしてとらえ、混沌、錯綜した認定問題、補償問題を抜本的にリセットする契機とするべきである。(亀山)</li> <li>・高濃度の水銀を含んだヘドロは、埋立地に封じ込められたままである。無害化しない限り将来への不安は消えない。対策を立案する時期が来ている。(丸山)</li> </ul>			○ (丸山)